

特別養護老人ホーム白扇閣

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人 清承会

特別養護老人ホーム白扇閣指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清承会が開設する特別養護老人ホーム白扇閣（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護予防短期入所生活介護従事者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護予防短期入所生活介護従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム白扇閣
- ② 所在地 静岡市清水区承元寺町1341（白扇閣在宅サービスセンター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、白扇閣指定介護老人福祉施設（定員190名）を含めた必要とされる職種、員数及び職務内容とする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、利用者に対し健康管理及び医療上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 3名以上
生活相談員は、利用者の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員 65名以上
介護職員は、介護予防短期入所生活計画に基づき、入所者等の日常生活の必要な援助を行う。
- (5) 看護職員 7名以上
看護職員は、利用者の健康状況に注意し、必要に応じた健康保持の為の措置をする。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者に対し適切な栄養管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、介護予防短期入所生活計画に基づき、利用者の機能訓練を行うとともに、必要な援助を行う。

- (8) 事務職員 2名以上
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、年中無休とする。

(利用定員)

第6条 1日当たりの利用定員は、20名とする。また、併設の特別養護老人ホーム白扇閣において、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した指定介護予防短期入所生活介護事業も行う。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- ① 介護予防短期入所生活介護計画の作成
 - ② 介護予防短期入所生活介護計画に基づいた機能訓練及び日常生活上の必要な援助
- 2 厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 3 その他の費用
- ① 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合
 - ② 食費
 - ③ 居住費（多床室及び個室）
 - ③ 理美容代
 - ④ その他日常生活上において必要な費用
- 4 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市（清水区）内の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者及びその家族は、利用の中止の際は、利用日の前日までに速やかに事業所に連絡するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護従業員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者、家族に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 介護予防短期入所生活介護従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 継続研修 年4回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する留意事項は社会福祉法人清承会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年1月15日から改正施行する。

この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成17年10月1日から改正施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成23年1月1日から改正施行する。

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成25年8月9日から改正施行する。

この規程は、平成26年8月29日から改正施行する。

この規程は、令和2年2月1日から改正施行する。

この規程は、令和3年12月1日から改正施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から改正施行する。